

平成25年第4回定例会

総務民生常任委員会  
会 議 録

期日：平成25年12月11日（水）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

# 大仙市議会総務民生常任委員会会議録

---

日 時 平成25年12月11日（水曜日） 午前10時00分～午後0時4分

---

会 場 大仙市役所 3階 第1委員会室

---

出席委員（7人）

委員長	金谷道男	副委員長	秩父博樹
委員	佐藤文子	委員	大野忠夫
委員	鎌田正	委員	橋本五郎
委員	橋村誠		

---

欠席委員（0人）

---

説明のため出席した者

総務部長：元吉峯夫	総務部部長待遇兼財政課長：佐藤芳彦
議会事務局長：木村喜代美	神岡支所長：伊藤利之
西仙北支所長：今野幸宏	中仙支所長：皆川 貢
協和支所長：武田春樹	南外支所長：伊藤敏夫
仙北支所長：竹内徳幸	太田支所長：草薨 均
総務部次長兼防災管理官：郡山茂	総務部次長兼税務課長：佐藤哲男
会計管理者：柴田敬史	監査委員事務局次長待遇兼事務局長：佐藤智弘
総務課長：伊藤義之	秘書課長：富樫公誠
契約検査課長：久保江信晴	管財課長：舛屋博之
総合防災課長：進藤 久	選挙管理委員会事務局長：藤井幸雄

---

市民部長：山谷勝志	次長兼国保年金課長：小野地淳司
環境交通安全課長：平 寛二	市民課長：小田原大造
消費生活相談室長：西村とも子	

---

議会事務局職員出席者

参事 伊藤 雅 裕

---

審議案件

- 第1 議案第146号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第147号 大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第148号 大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第151号 大仙市地域の元気臨時交付金基金条例の制定について
- 第5 議案第153号 総務部及び市民部に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第6 議案第163号 平成25年度大仙市一般会計補正予算（第5号）
- 第7 議案第164号 平成25年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第165号 平成25年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第9 陳情第3号 医療・介護など社会保障の充実を国に求める意見書提出について
- 第10 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について

午前10時00分 開会

○委員長（金谷道男） 皆さんおはようございます。

委員各位並びに職員の皆様には、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございました。

昨日、もしかすれば強いやつが来るのではないかと、ちょっと身構えたわけなんですけど、来なくて本当に良かったと思います。このあとも身構えだけで終わるような天候が続いてくれれば良いなと思っているところであります。

それでは、ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり、審査を行いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

審査に入る前に当局からあいさつをいただきます。

はじめに、元吉総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） おはようございます。

本日の総務民生常任委員会でご審議をいただきます総務部所管の議案は、55歳を超えた職員の昇給停止などの条例案4件、職員異動に伴う人件費補正などの一般会計補正予算第5号などの合計5件でございます。詳細につきましては、このあと担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。また、本日第2次行政改革大綱後期実施計画の平成24年度の取り組み結果並びに平成25年度の事務事業評価を参考までに委員の皆様へ配布させていただきましたので、後ほどご覧いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（金谷道男） はい、ありがとうございました。

次に、山谷市民部長、お願いいたします。

○市民部長（山谷勝志） おはようございます。

市民部関係の本日、協議していただきます案件につきましては、条例改正案1件と一般会計補正予算と予算関係が3件でございます。説明につきましては、各課長が行いますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

なお、今月24日にユメリアの再生可能エネルギー導入事業の竣工に係わります式を計画しておりますので、後日、委員の皆様へのご案内が送付される予定になっております。

すので、ご臨席を賜りますようお願いを申し上げます、挨拶に代えさせていただきます  
と思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（金谷道男） はい、ありがとうございます。

---

○委員長（金谷道男） これより、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、  
質疑の時間を多く取りたいと思いますので、説明は簡潔にお願いいたします。

なお、説明は、座ったままで結構ですので、よろしくお願いいたします。

はじめに、議案第146号、「大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤義之） それではご説明申し上げます。

議案第146号、大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制  
定についてご説明申し上げます。

資料No.1の議案書の3ページと4ページになります。

本案につきましては、平成24年度、50歳代後半層における官民の給与差が相当程  
度あるため、昇給・昇格制度の改正を行う必要がある旨の人事院勧告が出されたこと  
を受けまして、国家公務員におきましては、55歳を超える職員について、勤務成績が特  
に良好である場合を除き、平成26年1月1日から昇給を停止する措置が講じられまし  
たが、本市におきましてもこれに準じ、同様の措置を講ずるもので、平成26年1月1  
日から施行するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（金谷道男） 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 勤務成績が特に良好である場合ということなのですが、これは評価の  
問題だと思うんですけども、特に良好なものとは、どういう部分を指しているのか、ちょ  
っとお伺いしたいと思います。

○委員長（金谷道男） はい、伊藤課長。

○総務課長（伊藤義之） 現在、一般職の職員について、勤務評価制度の試行をしているところでございますけれども、実際、今、現段階では試行でございますので、これを給与に反映させるところまでは行っていない状況でございます。従いまして、現在のところ、特に良好な職員という部分というのは定めておらないところでございます。従いまして、今のところ、この制度の導入になれば、それぞれ評価A B C D Eというふうな評価を致しまして、これを昇給に反映させるというふうなことになることになってございますけれども、現在のところは、特に良好と言うふうな評価段階は付けていないのが現状でございます。従いまして、55歳を超える職員にあっては、現在のところは昇給する職員はいないと、区分される職員はいないのが現状でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（金谷道男） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 勤務評価の制度も作っていくと、その辺は非常に皆さんわかることで良いですけれども、いわゆる社会全般から見たときに、公務員という立場で、やはり部内の勤務評価だけでは無くて、例えば日常生活まで行くと言いますか、これは働く場と自由な自分の時間とは区別すべきものだとは思いますが、そうはいえども、やはり今の社会、雇用も含めて、非常に厳しい社会情勢の中で、いろいろと比較論も出てくる、そうした時に、公務員だから良いのよなというようなことの無いようにですね、陰からささやかれることの無いような、そういう評価も、こちらの方である程度、考えるべきではないのかと、思いますので検討していただきたいと思えます。

○委員長（金谷道男） はい、伊藤課長。

○総務課長（伊藤義之） 大野議員のおっしゃるとおりでございます。現在、試行しております勤務評価につきましては、勤務についての評価と行動における評価、これら2点について、評価することとしてございますので、そこいらへん、おっしゃられたことを十分に踏まえまして、評価を取り入れて参りたいと思えますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 3点ほど伺います。

昨日の細谷議員の一般質問でも行われましたけれども、この条例改正案にあたって、両組合との説明、そうしたことが行われたようでありまして、当局としては、合意が得られるような努力をされたというようなご答弁でありましたけれども、その話し合いの結果、

組合側の対応等、どういう結果だったのかお知らせいただきたいというのが1点。

それから今回の昇給停止措置を行わない場合、国からの地方交付税等など、まずペナルティというふうなものが、出てくるものなのか、どうか。というのが2点。

そして3点目は関連することですけれども、来年度の職員の給与体系なんですけれども、いずれ平成25年度に限って行われた、減額の特例措置というふうなことで、削減率7.8%が行われておったわけですけれども、いずれ1年限りの措置だったものですから、この復元というふうなものがあるのかどうか、その見通しについてどのような状況になっているのか、この3点についてお知らせいただきたいと思います。

○委員長（金谷道男） はい課長。

○総務課長（伊藤義之） まず両組合への説明でございますけれども、昨日の細谷議員の答弁のとおり、両組合へ事務レベルでの説明を行いまして、職員組合1つの方とは、そのことも含めまして、別の要求もございましたので、それで交渉を行ったところでございますけれども、現在のところ、交渉は継続しておるところではございますけれども、組合としては、その法案と言いますか、条例案自体には反対すると、ただ、周りの状況、いわゆる官民較差の問題、民間がどうであるかというふうな部分、等々を考えますと、状況によっては協力せざるを得ないところではあるというふうなお話は伺っておるところでございます。

従いまして、その反対の部分につきましては、このあとも協議を継続させていただいて、より多くの組合員の方からもご理解頂けるように努力して参りたいと考えているところでございます。

2点目の今回の改正を行わない場合のペナルティがあるかというふうなことでございますけれども、基本的には、その給与体系については、その自治体による判断でございますので、国がペナルティを課すとか、課さないとかというお話では無いことでございますので、これについては無いものというふうに理解してございますけれども、当然、人事院勧告というのは、民間の給与を参考にして出される勧告でございますので、この民間の給与に準ずるというふうな公務員法の基本的な考え方から行きますと、それに準ずるべきであろうと考えているところでございます。

それから、3点目の現在行っております、給与減額についてでございますけれども、これについては国の方からの要望によりまして、25年度限りの時限的に対応をお願い

するというところでございましたので、26年度はこの削減は行わないと、いうふうなことで対応して参りたいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） まず、1点目は条例改正案に対しては反対で、合意という段階にまでは至っていないというのが実情だというふうなことで確認できました。

それから2つ目のペナルティは無いものというふうなことで、実際問題非常に管理職手当などもはじめ、いろいろ特例削減も行ってきているというふうな段階で、やっぱりペナルティというのが無いのであれば、わざわざまたこの判断で引き下げるといようなこと、停止するというふうなことは無理してやる必要も無いんじゃないかなと感じたところであります。

3番目に関しては26年度には、7.8%分は復元して、戻して実施するというふうなことを確認したというふうなことで、質疑はOKです。

○委員長（金谷道男） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 私は議案第146号、大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。

本案は2012年の人事院勧告に基づいて、来年1月から55歳以上の国家公務員の昇給を原則停止するという国の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて改正するものであります。この影響は広く、労働者全体の生活水準や生活設計さらには地域経済にも及びまた職員の士気にも係わる問題だと思うものであり、実施すべきでは無いというふうな立場から反対するものです。以上です。

○委員長（金谷道男） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無ければこれにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は挙手により行います。

本件は原案のとおり可決することに、賛成の方は挙手願います。



(5人が挙手)

○委員長(金谷道男) 挙手、多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長(金谷道男) 次に、議案第147号、「大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤次長兼税務課長。

○総務部次長兼税務課長(佐藤哲男) それでは改正の主な内容についてご説明申し上げます。

資料No.1の5ページをお願いいたします。

議案第147号、大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について、でございます。

次のページをお願いいたします。大仙市税条例の一部を次のように改正するとしております。

このことにつきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴いまして、入湯税の低減に係る規定の改正及び税条例の一部を改正しようとするものでございます。

始めに、第47条の2、第47条の5につきましては、公的年金から特別徴収されている納税義務者が、区域外に転出した場合には普通徴収に切り替わるとしていたものを、改正後には区域外に転出した場合であっても一定の要件の元、特別徴収を継続することとし、特別徴収額について、前年度の2月に当該年金から特別徴収していた額の同額を、4月、6月、8月の公的年金の支給月にそれぞれ仮徴収していたものを、改正後には、前年度分の市民税の2分の1を、4月、6月、8月に仮徴収しようとするものでございます。

次に、附則第7条の4につきましては、上場株式に係る配当所得等を有する場合に、都道府県或いは市町村へ寄付した場合の特例控除について摘要になりますけれども、改正後には上場株式に係る譲渡所得等を有する場合にも適用されるとしております。

また、附則16条の3につきましては、上場株式に係る配当所得に対する市民税の課税と特例の対象になるものに、特定公社債の利子が新たに加えられております。

次に附則の19条の2につきましては、改正前は株式等に係る譲渡所得に係る市民税の課税の特例について規定しておりましたが、改正後には、この附則19条には

一般株式に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例、また、附則第19条の2には上場株式に係る譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、それぞれ規定してございます。

また、附則第19条の3から附則第20条、附則第20条の3、附則第20条の5につきましては、課税標準の細目を定めていることから、この規定につきましては削ることとしてございます。また附則20条の2及び附則20条の4につきましては。削ったことによる繰り上げの所要の改正としております。

次に、新たに第29条を規定しておりますが、市内の温泉施設につきましては、灯油の高騰や経済情勢の悪化並びに東日本大震災の影響等による入湯客の減に伴う経営負担の軽減策として、平成20年4月から、日帰り入湯客の入湯税を50円としておりますが、依然として景気が上向く状況が伺えないことから、この特例が期限を迎える平成26年3月31日以降も引き続き2年間延長し、平成28年3月31日まで実施しようとするものでございます。

次に施行日ですが、平成28年1月1日から施行するとしており、公的年金等に係る市民税の特別徴収並びに仮特別徴収額の改正については、平成28年10月1日から施行し、上場株式の譲渡所得等に係る市民税の課税の特例についての改正規定は、平成29年1月1日から施行するとしてございます。

また、経過措置として施行日前の公的年金に係る特別徴収については、従前の例によるとしてございます。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○委員長（金谷道男） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長(金谷道男) 次に議案第148号、「大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤次長兼税務課長。

○総務部次長兼税務課長(佐藤哲男) それではご説明させていただきます。

資料No.1の9ページをお願いしたいと思います。

議案第148号、大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、でございます。

次のページをお願いいたします。

大仙市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するとしております。

このことにつきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

始めに、条例第20条につきましては、引用条項の整理としてございます。

次に、附則第6項につきましては、国民健康保険税の所得割額及び減額の算出の際の所得に、特定公社債の利子が加えられてございます。

次に附則第9項につきましては、改正前は株式の譲渡所得に係る国民健康保険税の特例について規定しておりましたが、この度の地方税法施行令等の改正に伴い、本規定を一般株式に係る譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例、附則第10項については、上場株式に係る譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例として規定してございます。

また、附則第11項、附則第12項及び第14項を削るとしておりますけれども、これは、上場株式等に係る所得に係る国民健康保険税の規定について、地方税法施行令等に独立した規定を置いていないこと、また、課税標準の計算の細目を定めていることから削除するものとし、そのことに伴う繰り上げによる所要の改正としてございます。

また、附則第17項につきましては、「条約適用等に係る国民健康保険税の課税の特例」について、特定公社債の利子が加えられたことによる所要の改正としてございます。

附則第18項につきましては、東日本大震災に係る居住用財産の譲渡期限の特例について削るものでございます。

また改正附則につきましては、この条例は平成29年1月1日から施行し、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税条例について適用することとしてございます。また第20条の規定は公布の日から施行するとしており、経過措置として、平成28年度分までの国民健康保険税については、従前の例とするものでございます。

以上、ご説明いたしました、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（金谷道男） 次に議案第151号、「大仙市地域の元気臨時交付金基金条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤部長待遇兼財政課長。

○総務部部長待遇兼財政課長（佐藤芳彦） 同じ資料の17ページをお願いいたします。

議案第151号、大仙市地域の元気臨時交付金基金条例の制定につきましてご説明申し上げます。

この条例につきましては、国の平成24年度の補正予算の中におきまして、緊急経済対策として公共事業に係る地方負担の軽減を目的に創設されました元気臨時交付金の一

部を平成26年度の建設地方債対象事業の財源に充てるため、今回、基金を設置するものであります。

この基金の制度上、平成26年度末までに交付金を活用した事業を実施する必要があることから、平成27年3月31日までの時限条例とするものであります。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議賜り、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。以上であります。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（金谷道男） 次に議案第153号、「総務部及び市民部に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤義之） 議案書22ページになります。

議案第153号、総務部及び市民部に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例のうち、総務部に係る条例1件について、ご説明申し上げます。

本案の第1条でございます。大仙市立中仙農村環境改善センター設置条例の改正は、同センターの使用料や冷暖房料等についての改正で、消費税法及び地方税法の改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率が平成26年4月1日から3パーセント引き上げられ

ることに伴い、この増税分を使用料等に転嫁した額に改定するもので、利用に係る所要の経過措置を設け、平成26年4月1日から施行するものでございます。

なお、使用料等の額の計算に当たりましては、現在の使用料等の額に3パーセントを転嫁するものでございますけれども、計算後の額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てて処理しております。

以上ご説明申し上げましたが、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（金谷道男） 次に平環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 議案第153号のうち、市民部に係る条例についてご説明申し上げます。

ページ数は22ページから24ページまでとなっております。

こちら先ほどの総務部に係る条例と同様に消費税率の改定に伴う使用料等に転嫁するもので、条例は第2条から第5条までになります。

第2条は大仙市大曲墓園条例、第3条は大仙市神岡墓地公園条例、第4条は大仙市西仙北墓地公園設置条例、第5条は大仙市協和墓地公園条例について、これら4本の条例に規定する墓地管理手数料の額を改定するもので、平成26年4月1日から施行するものであります。以上であります。よろしく申し上げます。

○委員長（金谷道男） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） あの直接、この条例の内容に対する質疑では無い部分もありますけれども、まず第1点目、中仙総合環境改善センターというのが総務の所管に置かれているというふうなその経緯について、他は皆こういう名前の付いたのは、農林振興課とかそういったところで管轄されているのですが、その辺の事情、確認の意味で教えていただきたいと思えます。

2点目は、墓地公園西仙の北墓地公園というふうなことで、第10条の2項中の墓地1平方メートルにつき、年額300円をこういう自由墓地と、規制墓地というふうなことに改めるようでありますけれども、この改めることによって、この墓地のこれまでの使用料と手数料というふうなものが、大きく上がっているものなのかどうか、そこら辺をちょっと確認したいと思えます。この2点について。

- 委員長（金谷道男） はい、最初の1点目、そうすれば伊藤総務課長。
- 総務課長（伊藤義之） 中仙農村環境改善センターでございますけれども、この場所は中仙庁舎の奥にある施設でございますして、庁舎とつながっておりますして、管轄は管財になりますけれども、そういったことで総務部所管というふうなことになってございます。以上でございます。
- 委員長（金谷道男） 次に2点目、平課長。
- 環境交通安全課長（平寛二） ただいまの質問でありますけれども、西仙北墓地公園の料金規定は、他の墓地と違ってございまして1平米あたり300円と規定されてございました。それで2種類の墓地がございまして、6平米と8平米ということでございます。それで、1平米あたりで算出いたしますと、値上がる幅が10円未満の端数ということになってまいりますけれども、総体で計算いたしました結果、値上げ分がこのようになっているということでございます。以上であります。
- 委員長（金谷道男） 佐藤委員よろしいですか。
- 委員（佐藤文子） はい、わかりました。
- 委員長（金谷道男） ほかに質疑はありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（金谷道男） なければこれにて質疑を終結いたします。
- これより討論を行います。討論はありませんか。
- はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） それでは議案第153号、総務部及び市民部に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。
- 本案は消費税3%増税に伴って市の公共料金について増税分を値上げするものであります。
- アベノミクスで景気回復基調にあるというものの、国民にとってはその実感はほとんどありません。依然として賃金は下がり続け、米価の下落、各種燃油の高騰、円安による生活物資や建設資材の値上がりなど、市民生活地域経済は悪化しているのであります。
- こうした中で、消費税増税はますます景気にマイナスの影響を及ぼし、国民に大きな負担を強いることになるのは言うまでもありません。
- 消費税法によれば一般会計で処理されている公共料金は消費税を国に納入しなくても良

い事になっておりますので、本来、消費税を転嫁しないからと言って、市の財政に実害はないのであります。

従って、昨今の市民の暮らしや地域経済を考えるなら、公共料金への増税転嫁を控えるところ、正しい判断と言えるのではないかと考えることから反対するものであります。以上です。

○委員長（金谷道男） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無ければこれにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は挙手により行います。

本件は原案のとおり可決することに、賛成の方は挙手願います。

（5人が挙手）

○委員長（金谷道男） 挙手、多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（金谷道男） 次に、議案第163号、「平成25年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」を、議題といたします。

所管する補正予算について、説明をお願いします。

はじめに木村議会事務局長。

○議会事務局長（木村喜代美） 議案第163号、平成25年度大仙市一般会計補正予算（第5号）のうち議会費に係る補正予算について、説明いたします。

資料No.2の平成25年度大仙市補正予算（12月補正）の13ページをお開き願います。併せまして主な事業の説明書資料No.2の1でございますが、こちらの3ページもご覧いただきたいと思っております。

1款1項1目、議会費、7事業の議員報酬・期末手当及び共済費につきましては、1,509万円の減額補正でございます。

内容でございますが、当初予算におきましては、条例規定どおりの報酬額を計上してございましたが、議会自ら平成25年4月から報酬額を7%減額、また、6月から一般職員の給料の減額措置に足並みをそろえまして、さらに1.5%減額、トータルで8.



5%になりますが、こちらを実施したこと等に伴い、報酬で、1,206万円、期末手当で303万円、合わせて1,509万円の減額補正をお願いするものであります。

○委員長（金谷道男） 次に、伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤義之） 資料No.2の補正予算書は26ページが一般職の給与費明細書になります。また、資料No.2-1事業説明書は1～2ページになります。

平成25年度一般会計補正予算（第5号）のうち、総務課関係についてご説明いたします。

一般会計の補正の概要でございますが、当初予算より職員数が6人増え、804人となっております。補正額が357万3千円となり、補正後の総額が66億7,878万4千円となります。

主な増減理由につきましては、55歳を超える職員の昇給停止の影響額が、マイナス132万4千円、4月からの管理職手当のカット分20%分がマイナス1,785万4千円、それと共済組合の負担率の改正がマイナス2,210万1千円、人事異動等による影響が4,485万2千円となっております。

3ページをご覧ください。全会計の人件費に係る補正額は、全体で4人増えましたが、2,932万4千円の減額となりまして、補正後の予算額が78億7,818万2千円となります。

以上、総務課関係の補正予算についてご説明いたしました。よろしくお願いたします。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 次に佐藤部長待遇兼財政課長。

○総務部部長待遇兼財政課長（佐藤芳彦） 財政課所管の補正事項につきましてご説明いたします。

最初に歳入の方をご説明いたしますので、予算書をお願いいたします。

予算書は10ページになります。

10ページの一番上になります。

10款、地方交付税になります。地方交付税は普通交付税として、863万7千円の補正であります。普通交付税の予算計上累計額は、194億4,198万4千円となるものでございます。

真ん中ほどの国庫支出金の中で、地域の元気臨時交付金、1億5,813万5千円があります。この交付金につきましては、平成24年度は国の補正予算において、地方公共団体が実施する地方負担部分の軽減を図るために創設されたものであります。

今回、追加交付がございましたので、最終的な予算計上となるものであります。

次のページの11ページの一番下の方になりますけれども、繰越金は前年度繰越金として3千万円の計上であります。これによりまして、予算計上額は5億928万4千円となるものでございます。

歳出につきましては、事業説明書でご説明申し上げますので、事業説明書の4ページをご覧くださいと思います。

4ページは2款、総務費の地域の元気臨時交付金の積立金であります。積立額は歳入と同額の1億5,813万5千円でございます。この交付金につきましては、補正予算で対象とされた事業の地方負担額を算定基礎として、それぞれの各自治体の財政力指数に応じ交付金が交付されたものでございます。大仙市の場合は事業の概要のところに書いてございますが、第1次交付額として5月27日付けで、14億8,204万8千円が交付になってございます。

この時の交付率は0.86ということで、86%でございます。それから今回補正いたしましたのは、第2次交付額、10月25日付けで1億5,813万5千円が交付になりました。この時の交付率は0.9となっております。

第1次交付額につきましては、それぞれ補正予算及び当初予算におきまして、それぞれ事業を計上してその充当財源として、交付金も計上してございます。

今回、積み立ていたしますのは、先ほどもご説明いたしましたけれども、平成26年度の予算の普通建設事業の市債発行額の軽減のために充当するというので、今回、基金に積み立てるものでございます。

最終的な地域の元気臨時交付金の交付額は資料の真ん中の下を書いてありますけれども、16億4,018万3千円となるものであります。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（金谷道男） はい、次に郡山次長兼防災管理監。

○総務部次長兼防災管理監（郡山茂樹） 総合防災課所管についてご説明申し上げます。

資料2の予算書になります。初めに、歳入でございますが、11ページをお願いいたします。

下からの2項目の17款、寄付金であります。2万8千円の補正であります。これは、東日本大震災発生以降から続いております寄付金でございます。今時報告させていただく該当分につきましては、本年6月から11月末までの5回分でございます。

市の被災地・被災者支援に充ててほしい、と言う趣旨で寄付金をいただいております。続きまして16ページをお願いします。

一番下の3款5項になります。歳出につきましては、申すまでもなく、寄附された方々の趣旨に添い、今後の被災地復興支援事業のための財源に振り替えるものでございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） はい、次に藤井選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（藤井幸雄） それでは選挙管理委員会所管の補正予算につきましてご説明いたします。

同じく補正予算書の14ページをご覧ください。

初めに2款4項3目10事業の参議院議員通常選挙執行経費についてであります。

平成25年7月21日に執行されました参議院議員通常選挙の執行経費の精算に伴いまして、未執行の予算、973万6千円を減額するものであります。

なお、この選挙の執行経費の財源といたしましては、全額、15款3項1目の参議院議員通常選挙費委託金が充当されておりますので、歳入につきましても歳出の補正予算と同額を減額するものであります。

次も同じページをご覧ください。

2款4項4目10事業、秋田県知事選挙執行経費についてであります。

平成25年4月7日に執行されました秋田県知事選挙でございますが、立候補者は1名であったため、投票は行われませんでしたので、未執行の予算2,964万5千円を減額するものであります。

なお、この選挙の執行経費の財源といたしましては、全額、15款3項1目、の秋田県知事選挙費委託金が充当されておりますが、歳入につきましても歳出の補正予算と同額を減額するものであります。

次に、補正予算書の14ページから15ページにかけてご覧ください。

2款4項6目10事業、大仙市長選挙執行経費についてであります。

秋田県知事選挙と同時選挙として執行されました、大仙市長選挙についてであります  
が、秋田県知事選挙と同じく、立候補者は1名であったため、投票は行われませんでした  
ので、未執行の予算525万1千円を減額するものであります。

次に、補正予算書の15ページをご覧ください。

2款4項11目10事業、大仙市議会議員一般選挙の執行経費についてであります。

9月22日に執行されました大仙市議会議員一般選挙の執行経費のうち、精算が終了  
いたしました人件費に係る職員手当等につきまして、未執行の予算366万6千円を減  
額するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審査の上、ご承認賜りますようお願い申  
し上げます。

○委員長（金谷道男） 次に、小野地次長兼国保年金課長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） それでは一般会計補正予算（第5号）のう  
ち、国保年金課所管分について、ご説明いたします。

補正予算書の16ページをお開き願います。

3款1項1目90事業、国民健康保険事業特別会計繰出金、221万円の減額につい  
ては、人事異動等による減額のほか、共済組合の負担率改正及び管理職手当の削減によ  
る国保会計事務費への繰出金の減額であります。

次の17ページ、4款1項14目50事業、後期高齢者医療費等負担金は平成25年  
度広域連合における人件費、事務費の共通経費分の確定見込みにより、146万8千円  
を減額するもので、歳入として平成24年度療養給付費の精算に伴う広域連合からの負  
担金返還金3,700万2千円を雑入に歳入するものであります。

次の90事業、後期高齢者医療特別会計繰出金265万7千円の減額の内訳は、低所  
得者等対策である保険基盤安定のための保険料軽減分について、25年度見込額が確定  
したことによる減額と事務費の繰出金の減額あわせて274万6千円の減額、それに人  
件費分として人事異動に伴う増と、共済組合負担率改正による減額分であわせて8万9  
千円の増分であります。なお、財源として保険基盤繰出金の財源の4分の3にあたる後  
期高齢者医療保険基盤安定県負担金184万1千円を減額しております。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくお願いたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 一般職の給与昇給停止等に伴うものも含まれているわけですが、27ページを見ますと、時間外手当だとか、通勤手当だとか住居手当、こういったものの、減額補正が行われておりますけれども、実績見込みなのか、それとも支給率の改定が行われたことによるものなのか、その辺の実情を教えてくださいと思います。

○委員長（金谷道男） はい、伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤義之） 管理職手当につきましては、先ほど申しあげましたとおりですが、扶養手当とか期末・勤勉手当につきましては、実績見込みを基に算出した金額でございます。年度途中で扶養が外れたとか、新たに子供さんが生まれたとか、親御さんを扶養に取ったとか、そういう形で増減が出て参ります。時間外手当につきましても先ほどの選挙の時間外手当と同様に、あの金額も含まれておるものでございますので、減額というふうな形でございます。通勤手当についても、通勤方法の変更もございまして、それらの実績を見込んで今回、減額させていただくというふうなことであります。以上でございます。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） そうしますと、昇給停止の分と管理職手当の分の支給率の引き下げの分だけが、率改定によるものだと、いうふうなことで、他は皆、実績というふうなことです。

○総務課長（伊藤義之） 一部、管理職手当についても見込んでいた人員等もない分もございまして、それも含んでございます。

○委員（佐藤文子） わかりました。

○委員長（金谷道男） ほかにございせんか。

質疑がなければこれにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） それでは私は議案第163号、平成25年度一般会計補正予算（第5号）に対しまして反対討論をいたします。

本補正の主なものは、議案第146号で反対いたしました昇給停止による減額予算が盛り込まれておりますので、賛成できないのであります。以上です

○委員長（金谷道男） ほかに討論ございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無ければこれにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は挙手により行います。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（5人が挙手する）

○委員長（金谷道男） 挙手多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の途中ですが暫時休憩したいと思います。

11時まで休憩といたします。

---

休憩（午前10時52分～午前11時02分）

---

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に議案第164号、「平成25年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。小野地次長兼国保年金課長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） それでは議案第164号、平成25年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明いたします。

補正予算書の31ページをお開き願います。主な事業の説明書は6ページとなっております。

今回の補正でございますが、保険給付費及び年間平均被保険者数の状況から年度の決算見込みを再試算したところ、保険給付費が不足すると見込まれることから、その補正をお願いするもので、歳入歳出それぞれ2,743万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を103億2,631万9千円とするものであります。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、36ページをお開き願います。

初めに歳入ですが、3款、国庫支出金1項1目、療養給付費等負担金6,851万7千円の補正につきましては、当初見込んでいた一般被保険者の年間平均被保険者数が当初見込んだよりも減少しておらず、当初見込み数より約300人ほど増加していること

や、一人当たりの給付額も増加しており、療養給付費等が不足すると見込まれ、その財源として国庫支出金の療養給付費等負担金を増額するものであります。

同じく、2項1目、財政調整交付金、1,935万3千円の補正につきましても、一般被保険者の療養給付費等の不足額に対する、国からの交付金を見込んだものであります。

4款、療養給付費交付金1億8,590万3千円の減額補正につきましては、退職被保険者数が当初見込んだよりも約300人減となったことによるものであります。退職者医療制度は会社等を退職し、年金を受けられる65歳未満の人を対象としておりますが、退職してからの国保加入者が減少していることから、療養給付費交付金を減額するものであります。

次の、6款1項2目、都道府県財政調整交付金、1,935万1千円につきましては一般被保険者の療養給付費等の不足額に対する、県からの交付金を見込んだものであります。

次の9款2項1目、一般会計繰入金221万円の減額は、人事異動等による減額のほか、共済組合の負担率改正及び管理職手当の削減による一般会計の繰入金の減額であります。

次の10款、繰越金の補正につきましては、24年度からの繰越金のうち、1億832万8千円の補正をお願いするものであります。

次に38ページ、歳出についてご説明いたします。

1款1項1目9事業、職員人件費221万円の減額は、人事異動等による減額のほか、共済組合負担率の改正及び管理職手当の削減によるものであります。

次の39ページ、2款1項1目、一般被保険者療養給付費1億8,078万4千円は当初見込んでいた一般被保険者の年間平均被保険者数及び一人当たりの給付額も増加していることから、療養給付費が不足する見込みとなるため、その補正をお願いするものであります。

次の2款2項1目、退職被保険者等療養給付費、1億3,986万9千円の減額につきましては、退職してからの国保加入者が減少していることから療養給付費を減額とするものであります。

2款4項1目、一般被保険者高額療養費、3,433万7千円は一般被保険者数の増と一人当たりの給付額も増加していることから、その不足額の補正であります。

同じく5項1目、退職被保険者等高額療養費は、退職してからの国保加入者が減少していることからその見込額として4,603万4千円の減額補正をお願いするものであります。

次の40ページ、3款1項2目、後期高齢者関係事務費拠出金、1万3千円は、後期高齢者支援金に関わる事務費の拠出金で、拠出する事務費の単価が当初より増額となったことによるものであります。

次の41ページ、4款1項1目、前期高齢者納付金、40万円の補正は、納付金額確定に伴い、その不足額の補正をお願いするものであります。

同じく2目の前期高齢者関係事務費拠出金、1万5千円の補正についても、拠出する事務費の確定に伴う不足額の補正をお願いするものであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくお願ひいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願ひいたします。

はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） この予算はこのとおりでと思うんだけど、来年に向けて、どのくらい値上がるものか、今度。わかる。大体。試算的に。納めるやつ恐ろしくなってきたな。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 当初予算に向けて予算編成作業を行っているところであります。国保につきましては、皆様にお示ししております平成21年度から埋め充て化計画というものを作らせていただきまして、今年25年度が最終年度ということになります。25年度まで一般会計からの繰り入れをいただきながら、21年度に国保税率を上げましたけれども、それ以降は25年度まで税率を据え置いております。

今、26年度の予算編成方針ということで、26年度から5か年間の計画を今、策定中でございます。このあといろいろ協議を重ねまして、委員会の皆様方にもご説明申し上げたいと思っておりますが、いずれ、当初予算と、その計画が同じような形で進んでおりますので、その税率改正については、現在、検討中のところでございます。この後、計画の策定、或いは当初予算の編成の中で皆様に中身をお示しして行きたいと考えているところであります。

今の質問でございますが、状況的に考えますと、なかなかやはり経済状況もこのとおりであると、あとは消費税も4月から値上がりする、或いは年金もこの10月から1%下げられていると、というような状況を鑑みますと、というところでございます。



○委員（鎌田正） いや、もう少し具体的によ。

上げねばできねいじはわかるのも、予想としてこのくらい上げてもらわねば、予算的に大変きつくなるよと。一般会計の絡みもあることは間違い無いけれども。やっぱり、一応、目処としてどのくらいなものだが。俺だって腹ぐらいあるべった、支払いの。

○委員長（金谷道男） はい、小野地課長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 今、私の口から上げるの上げないという話しは出来なすけれども、いずれ状況を鑑みるとなかなかというところをちょっと汲んでいただければなと思います。計画の中で、当初21年度の段階で、国保の財政調整基金、いわゆる貯金でありますけれども、140万円しかなかったものが、25年度末では5億積めるという状況になっております。ですので、基金にいろいろな経費がかかる場合、医療費が増大した場合はこの基金を活用するという手もございますので、そういったことも、その計画の方で考えて行きたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（金谷道男） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） さっぱりこう意味の、奥歯に物の挟まったものの言い方だけれども、因みに、21年から25年、今年まで、固定してあったんだども、その前の20年から21年の時は何%くらい上がっているものだったんだ。

○委員長（金谷道男） はい、小野地課長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 税金ですか、税率ですか。

計画を組んで21年度、当初の計画の段階で税率を改正させていただきました。20年度は今の医療分と後期高齢者の支援分と介護納付金分ということで、3つに区分されてございます。例えば医療分で行きますと20年度が8%の所得割率が8.5%に上がっております。均等割額これが16,800円から18,300円ということで、1,500円上がっております。それから平等割額が2万6,400円から2万7,900円ということで、1,500円上がっているということで、介護納付金分については据え置きしておりましたけれども、後期高齢者支援分とそれから医療分については、ある程度、税率を改正して上げたという経緯であります。

○委員長（金谷道男） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） だとすればまず0.5くらい上がったこと。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 所得割率で行きますと0.5%、あとは均等割、平等割で1,500円ずつというような……。

- 委員（鎌田正）　まずすればそのくらい今回も見ねばならねということなんだが。
- 市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司）　いずれ医療費については、1人あたりの医療費は年間3%以上、今年、24、25を比較しますと、6%、大体今、これから決算の見込みで行きますと6%前後1人あたり上がっております。その年度によって、その増減がかなり違うんですけれども、1人6%上がりますとかなりの金額になっていくということになります。人数的被保数については、年間700人から800人ずつ、減っているという状況となっております、そこら辺を最終的に税の賦課となってくるわけですから、なかなか税も上げられないという状況を鑑みますと、今、積んでいる財調をなるべく活用しながら上げない方向で考えていきたいと思っております。
- 委員（鎌田正）　退職者の関係になるんだども、65歳まで退職者。まあ後から一般に入ることなんだけれども、その入らない300人だけが減っているということなんだけれども、それはどういうことなんだ。
- 委員長（金谷道男）　はい、小野地課長。
- 市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司）　いずれ社会保険等に入って40年務めた方、或いは40歳以上10年務めた方は60歳になった段階で年金を貰って65歳までの間を退職者医療という形で今、国保制度を進めております。ただこれは20年からの時限立法で、平成29年までは続きますけれども、無くなる制度なんですけれども、いわゆる退職者医療を受けている方は、支払い基金、要するに国からの交付金ではなくて、支払い基金の方からお金が全部来るといような医療制度になってございます。ですから国保は一般と退職という制度があるんですけれども、2本立ての財源構成になっているところなわけです。なぜ、当初見込んだより人数が減っているかということなんですけれども、おそらく私が考えるには、2か月くらい前にも魁新報にも出ておりましたけれども、60歳過ぎてほしい任意継続を1年受けて、そのあとは国保に入るとい考えなんですけれども、最近はこの制度が65歳まで伸びているというのが、民間の方が浸透してきているのかなと、魁の方にも載っておりましたけれども、秋田県は結構比率が高いよというふうに載っておりました。ですので、ある程度その退職という年齢に近づいても、民間の企業の中で社会保険を使って働いている方が増えてきているのかなと、いふような考え方も持っております。ですのでちょっと当初見込んだよりも人数的に少なくなっているというのが今の現状になっているところであります。
- 委員長（金谷道男）　ほかにございませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 職員人件費の減額補正の中に、いろいろ管理職手当等の減額というふうなことが述べられましたけれど、たしか、こう昇給停止に係わる職員が2～3名は国保の会計部分に含まれていたやに聞いているわけなんですけれども、その辺の実態をもう一度確認の意味でお知らせいただきたいと思います。そしてもう1点は今の鎌田さんの質問に関連してですけれども、退職者療養給付費というふうなものが、これほど減額したのは過去にもほとんど無かったと思いますし、また一般の被保険者の療養給付費の増額分というふうなのと照らしても、いわゆる被保険者というふうな人数は実際、24年度と比較してどうなっているのか、具体的に人数をお知らせいただければというふうに思います。

○委員長（金谷道男） はい、小野地課長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 質問の1点目の人件費に関しましては、議員がおっしゃったとおり国保会計にも管理職という形で2名置いておりますので、その分については、今回の条例改正におきまして削減になっているというところであります。

それから2点目の被保数の関係ですが、お手元の主な事業の説明書の6ページに載っております。事業の概要の方の歳出に保険給付費に年間の一般被保険者数、当初22,002人と見込んでいるものを決算見込みで行きますと22,300人と、退職については当初2,511人が2,174人ということで、24、25の被保数からしますと当初800人前後の減額を見ておりますので、その分についてはだいたい777人という数字になっております。ですので、総体的には、人数的には当初見込んだ減の数字になっておりますけれども、先ほど言ったように一般が300人増えて、退職が300人減っているというような見込みの、一般と退職の入り繰りと言いますか、そういう形で今回、補正をさせていただいているというようなことでもあります。

通常は退職医療になるんだと思っておった方が、いわゆる一般という形になっているということです。ちょっとそこら辺はうちの方も数字のある程度こういう経済情勢になっていると、65歳までつないでお仕事をされている方も増えてきているのかなと考えているところでもあります。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） そうしますと、人数も減っているというふうなこともありますし、被保険者の1人当たりの給付費というふうなものの、決算見込みも一般につきましては若干上

がってますけれども、退職については下がっているというふうなこともあって、保険料の引き上げというふうなところまでいくようなことを心配しなくても良いのではというふうな感じを私はいたしましたので、是非、保険料等の、私は据え置きをいうふうな立場をむしろ値下げをして欲しい訳ですけれども、来年度も、ちょうど26年度、これは偶数年に見直しを諮る計画だったように思いますけれども、26年度は特別まだ計画に入っていない、あれでしたっけか。

○委員長（金谷道男） はい、小野地課長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 前期計画においては、21から25ということで21年度に見直ししまして、23、25、奇数月という形で見直しを行っております。このまま行きますと26は見直しをしない年ということの計画では、そういうふうを考えているところですが、このあとまたその部分については検討させていただきたいと思っております。

○委員（佐藤文子） じゃそういう立場で、是非、据え置きの方で、してもらいたいと、いうふうなことを要望申し上げて終わります。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） すみません、それでは最後の討論です。

議案第164号、平成25年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、質疑の中でも確認したとおり、職員の55歳以上昇給停止に係わる補正の内容が含まれております。

主な補正は療養給付費の補正ではありますが、その分が含まれていることから私は賛成できません。以上です。

○委員長（金谷道男） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですのでこれにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は挙手により行います。

本件は原案のとおり可決することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(5人が挙手する)

○委員長（金谷道男） 挙手多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（金谷道男） 次に議案第165号、「平成25年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。小野地次長兼国保年金課長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） それでは議案第165号、平成25年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明いたします。

補正予算書の45ページをお開き願います。主な事業の説明書は7ページとなっております。

今回の補正でございますが、低所得者等対策の保険基盤安定のための保険料軽減につきまして、平成25年度分が確定したことによる減額と24年度決算確定による繰越金の精算が主な内容で、歳入歳出それぞれ16万7千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を8億6,090万7千円とするものであります。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、50ページをお開き願います。

初めに歳入でございます。3款1項1目、一般会計繰入金、265万7千円の減額につきましては低所得者等対策の保険基盤安定のための保険料軽減についての25年度分が確定したことによる減額で、県が4分の3、市4分の1の一般会計からの繰入金の減額245万5千円の減額と、事務費繰入金29万1千円の減額、それに人件費分で人事異動に伴う増と、共済組合負担率改正による減額分あわせまして8万9千円を増額とするものでございます。

続いて、4款1項1目は24年度からの繰越金で282万4千円の補正であります。

次に51ページ、歳出についてご説明いたします。

1款1項1目9事業、職員人件費は人事異動に伴う増と、共済組合負担率改正による減額分で合計し8万9千円の補正であります。

次の10事業、管理事務費は財源振替であります。

次の52ページ、2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金、7万8千円は、前年度繰り越しされました保険料等253万3千円増額と保険基盤安定のための保険料軽減についての25年度分が確定したことによる減額245万5千円を差し引きしたものを納付金として補正したものであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくお願いたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に陳情の審査に入りますが、先日の議員全員協議会において話し合われたとおり、陳情の審査は議会基本条例第11条に定める「自由討議」にいたしますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議ございませんので、陳情の審査は自由討議とすることいたします。

職員の皆様は長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

ご退席をお願いたします。なお、小野地次長兼国保年金課長については参考意見を求められることも想定されますので、待機をお願したいと思います。

それでは、暫時、休憩いたします。

（職員退席）

休憩（午前 11 時 27 分～午前 11 時 29 分）

---

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、陳情第 3 号、「医療・介護など社会保障の充実を国に求める意見書提出について」を議題といたします。

本件に関して、ご意見等ございませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） これは、社会保障の制度改革国民会議というふうなところを出してきた内容なんです、いずれ社会保障改正プログラムというふうなことで、だいたいまとめられてきておまして、その内容を見ますと、陳情項目に掲げてあるような、まず第 1 点は医療費の窓口負担を 2 割に上げるというふうなこと、また介護については要支援の保険外しなども含めた、一定の所得者を対象にした利用料の引き上げ、さらに年金はすでに始まっておりますけれども、2.5%の引き下げ、こういったことがどンドンドンドン、将来 5 年くらいの間に、やろうとする計画を今立てて、進めている訳です。それで当然そういうふうな社会保障は改正、改悪というふうな立場から、何とかそういうことをやめて欲しいというふうな立場でこういうのを出している訳ですので、私は賛成だと思います。

陳情項目の（3）に、消費税の増税では無く、大企業や富裕層に応分の負担を求めることで、というふうなこと、ここに対して、異議のある方も出てくるかもしれませんが、現実的にはその消費税の増税も一貫して社会保障の為だというふうなことが持ち出されてきておりますけれども、安倍首相のこの消費税増税分からいくら使うのかと、いうふうなところが既に試算されておまして、わずか社会保障に向ける消費税増税分は 1%と言われております。そういう意味で増税の部分はほとんど別の公共事業等、経済対策に使う、というふうに考えられているわけです。基本的には社会保障というのは、やっぱり大企業、富裕層はそうした方からの法人税、所得税、こういったところで賄っていくのが正しい税制と負担の在り方だというふうなことだと私は思いますので、この陳情項目そのものは非常に的を得た正しい物だというふうな物だと私は思います。非常に専門的な内容を書いているようですけれども、よく調べて見ますと、この社会保障審議会の会長さんて、お医者さんなんですね。そういったことも確認しておりますので、是非これは専門の立場からの要望だということで、是非。

○委員長（金谷道男） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 今の消費税がらみのところで、社会保障に使うその部分については良く、我々その末端のところまで中身というのは良く分かりません。伝わってきていないんですよ。それで今、佐藤さんの方からこういうふうになって、考えていますという話しなんです、その辺は、小野地部長あれですか、当局側の考えとしては何か伝わってきているものですか、その辺。今、佐藤さんの言うように、こういうふうになるんだという何%だとかというふうなそういうふうな話し、その辺はどうなんです。

○委員長（金谷道男） あ、参考意見を求めるということだんしな。

はい、小野地課長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 今、佐藤委員からも出ましたけれども、消費税の行き先ということなんですけれども、今、国の方で先ほども出ましたけれども、改革の素案ということで、じゃその消費税、上げた消費税はどうするのかと、資料的には私たちの手元にも届いてあります。消費税5%、いわゆる今8%にして、2015年の10月から10%に段階的に引き上げするという考え方ですけれども、そうなった場合に、その上がった5%について1%分を社会保障の充実、それが大体2.7兆円程度、4%程度については、社会保障の安定化、今の社会保障制度を守ると、ですから例えば医療費もだまってこのまま行くと必ず右肩上がりになりますので、その部分については、今の制度を守るという意味合いで、その部分に4%と、新たに社会保障の充実を図るものについて1%、この1%の中にいわゆる子供の子育て支援、これが0.7兆円、それから医療、介護の充実、1.6兆円弱、それから年金制度の改善、これが0.6兆円弱ということで、国の試算においてはそういう形で一応こう上がった消費税については、これにつき込むんだという、今のプログラムフロアの中におそらくこれが組み込まれているのかなと思っていますけれども。

○委員長（金谷道男） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 今の考え方を当局から、得ている情報の中で、そういうふうにやりますということなんですけれども、今のここで言っている陳情で言っている、これよりは良くなるの、悪くなるの。今の説明から行くと。これは現行の、保障の中身がこれなんです、俺もしっかりわからなくて申し訳ないんですけども。

現行がこの制度で、それよりも良くせという話しだとすればちょっと問題は別なんですけれども。現行の制度がこういう制度でこれよりも悪くなる要素という、少なくなるという今の国の仕分けになるんですか。その辺はどのゆううふうに見ていますか。



○委員長（金谷道男） これも参考意見だんしな。はい、小野地課長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） あくまでも参考意見でお願いします。

いずれ例えば、うちの方は医療費の関係ですけれども、70歳から74歳のところ、これは現行1割、ある程度所得ある方は3割という制度になっています。

本来20年度の段階でこれは法令で2割と決めた制度です。それが時限立法、民主党が政権を取ったときから、時限立法的に毎年補正予算という形で、その財源を苦慮しながらその1割の負担を国で面倒みてきたということなんですけれども、やはりそれを今、自民党が政権を取った段階で、これを従来の2割に戻しますよと、その戻し方が非常に、今、国で考えているのが、おそらく昭和19年生まれの方が新たに70歳になった、おそらく来年からだが。昭和19年の方は来年70歳だと思います。その方が今度2割に、従前に今まで受けている方はずっと1割で行くという今の制度設計というふうになっています。ですから、それを悪くなると解釈するのか、或いは従前に戻すという国の考え方なのか、そこら辺はいろいろな意見はあると思いますけれども、いずれ、充実させる、低所得者対策につきましても、今、7割、5割、2割という軽減措置を設けていますけれども、そこをもうちょっと幅を広げて、もうちょっと低い方からも、高い方からも拾えるような形で、それを広げるということも、それは拡充して良い方向に持って行くという考え方もありますので、全てが今の制度よりも良くなるということでは無くて、新たな見直しをかけながらというのが今のプログラムフローの中に載っていると思っていますけれども。

○委員長（金谷道男） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 確かにこの何年間、今の2割、1割の関係の2割でやってきて、今度しかも言っていることは消費税の値上げについては社会保障に使うということを当初言ってきたので、だとすればこれを2割負担に戻すのが当たり前という考えが間違っていると、皆さんにそういうことでやらせてきて、皆さんにそういう感覚を持たせておいて、今度これもまた社会保障でまた保障しますって、ちゃんとフォローしますと言いながら、それをまた2割負担になるということについては、私はやっぱりちょっと問題が出てくるなと、いう感じがありますので、全体的に賛成ということになるのか、まだそこまでしっかり見ていない部分もあるんですけども、そういう意味からいけば私はこの陳情は出してやるのは賛成だと思う。

○委員長（金谷道男） 他にご意見を出してください。

はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 皆さんその立場になれば税金は安いば良い、これは当然だけれども、ただ、今、次長が言ったように、消費税の分をしよ、先ほど佐藤さんが言われたように、1%だけ作ってあとの2%は公共事業だと、佐藤さんさっきそういうニュアンスで喋ったけれども、そうでなくて次長の言ったとおりだとすればしよ、やっぱりこれもしようがない、さっきの国保の話しでないけれども、年々じえんこがあがって、俺ども当然、年行って、医療費かかる時、やっぱりどっかで補てんしていかなければならない、国でも市でも良いことなだけけれども、そういった時、安いば良い事は間違い無いけれども果たしてそれが、どこまでも持続できるなのか、やはりこの社会保障という制度そのものを持続可能なものにしていくとなれば、ある程度我々も負担しながら、そしてまた行政というか、当局からもそれなりの負担もしていただきながら、やっていかなければいわゆる持続できない制度だもんでないのかなど感じがするんしのも、従ってまあ、この（3）番目なんて見れば、全て大企業とかよ、富裕層これは我々も気分的には良い話しだのも、実態とすればそこに努めている人方から見ると、会社が赤字になっても雇用なんてできるのかといえ、なかなかなんぼ大企業といえども、いきなりそこではちゃんとした税理士やら会計士の中での応分の負担は勿論して貰うことなだけけれども、なかなかこれ我々よ、ここで一地方議会がこれさどうのこうのと言うのも如何なものなのかなということまず1点と、それから今言ったようにその果たして今の現段階の我々の社会保障という、トータルして全ての社会保障よ、これを持続にしていくと、持続可能なものにしていくとなればある程度の負担は必要なものでないのかなど、俺はそういう気がするんしものな。勿論我々も受ける側も負担、当然、当局からも負担することを考えれば、俺はやっぱり消費税の分で国で今の段階で、社会保障、さっき次長の話しでないけれども、5%上がった場合は1%が新たな充実を図るため、残りの4%はいわゆる今の持続可能にする財源ですよということがとすればにしようとするのであれば、これはそれでしょうがないんでないのかなど、そういう意味からして、この陳情書については、私は如何なものかなど、まず基本的に俺は、国から、秋田だけがきたやつ、秋田からきたやつだけれども、これは如何なものかなど思っているんし。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 陳情、請願はやっぱり国の法律と改正を求めて国民が行う十分権利を持ったものでありますので、陳情をしっかりと議論して国にあげるべき意見書はあげてやるとい

う立場は我々議会の責任でもありますので、それはやらなきゃいけないというふうに思います。いろいろこの消費税の増税分を正しく使われているんじゃないかというふうな次長の話であれば、そういうふうな方向になっているんじゃないかという話もありましたけれども、実際に、今回の年金の削減、それから社会保障費いろいろこの負担が増えている、そういった部分を合わせると、もう10兆円超えているんですね。そして消費税の増税分、計画されている社会保障制度改正プログラムの中で検討されている負担が増える部分、増える部分というのが10兆円も超えているというように試算されています。して8%増税して、その分の一部をこの社会保障にまわしたところで、社会保障の国民負担増の方がずっと遙かにもうなっているのが現状なんです。ですから改正している社会保障改正プログラムというふうなものをやっていけば、大野さんがおっしゃったように、じゃこの良い方向に変えようとしているのかどうかというふうなことで言うと、これははっきりと国民の側からすると負担が増える方向に変えられようとしているというのが実際です。それだけははっきりしている。だからこういう陳情が出てきているというふうなことだと思いますね。そして、じゃいろいろ国民の負担、大企業や富裕層に応分な負担をと言うけれども、やっぱり赤字の企業からそうやって負担させるのもあれだという鎌田さんからのご意見もありましたけれども、私達が言うには、いろいろこう較差が大変広がってやっぱり大変な大企業が空前の利益を上げていると、アベノミクスでことさらにこの企業の利潤が上がって、今も280兆超えているんじゃないかと、内部留保、この内部留保をしっかりと、一部をほんの一部を使うだけでも労働者の賃金も上げられるし、また社会保障のそうしたこの負担率というふうなものもしっかり確保できるんじゃないかというふうなことを提案しているんですね。ですからちまちまちままと、この消費税を上げて、全国民に負担がどんどん増える中で、さらに消費税を上げて負担を増やして、そして社会保障の内容を低下、後退させていくというやり方にはやっぱり毅然として地方議会は市民の暮らしや福祉を守るという立場に立てば、当然、議会の責任で、上げてやるのは道理あることなんではないかなとそういうふうに私は思います。

○委員長（金谷道男） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 私は今、佐藤さんが言うようなその辺は議会はできる訳ですけども、ただ、今現在、国の方ではこの消費税がらみの社会保障の分野については、本当はどうするんだと、まだ何とか委員会でやっているんじゃないかなかったですか。まだ俺から見れば検討中のものだという感じはするんだしよ。んだからそういう段階だとすればやっぱりこういう現行よりもマイナスなるような物では駄目なんではないかなと、そういうことをこの陳情書は言

っていることなので、そういうことの気持ちもあるんだよということを検討に入れて、そこでいろいろと議論してくださいと、そういう意味合いを持って私は賛成だということなんです。ただ、これやれとかということではないので。

○委員長（金谷道男） はい、自由討議ですので、是非皆さんからご発言をお願いいたします。

はい、橋村委員。

○委員（橋村 誠） 実際問題、正直に言えばこういうことは賛成だと思う。誰だって負担はよけいに出したくないし、だからといってそればかり求めていけば、まったく内容が成り立たなくなってくるような状況はすごくあると思うんだよな。だから応分の負担というのは当然必要なんだけど、応分の負担をどのようにして国民に振り分けていくかというのは、今の政府に（聞き取り不可能）だと思うんだよ。

やっぱりこの大企業だとか富裕層さばり頼るのは、これはちょっと俺は問題あると思うんだし。ただ、それなりの応分の負担をしてもらうべきだし、所得のあるものに応分の負担をしてもらうと、低い者からは貰わないと、そのふり分けをするのが政府だと思うんだしよな。ただ単純に地方税が駄目だとか良いとかとかの問題では無くて、これはちょっといつも解せないと思っているんだ。俺は反対だ。地方税だって反対だ。ただそれだけでもっと社会保障を増やせと（聞き取り不可能）ただ、それだけで済むかと言えば、そうでは無い。やっぱりある程度負担をもらわねばだめだとすれば、一番良いのは消費税で、公平だなと、出す税金だと思うんだな。だからこの趣旨に関しては、趣旨はわかるんだけど、賛成しがたいところもあるという、非常に微妙な、いやらしい気持ちなんだな。本音を言えばだよ。本当は賛成したいんだよな。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

是非委員の皆さんから発言していただいて。

はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） 個人的な立場で言えば、やっぱり自分も消費者の1人。お金を払う立場ということを考えれば、個々の立場で言えば、さっき言ったようにこれに賛成したい面というのもあるんですけど、ただ、大局的に考えれば、財源の確保ってやっぱり非常に大事なことだと思うので、だから社会保障、サービス全部その良い方向に持って行く為にもやっぱり財源というのはどうしても必要なもので、その確保もできないのにサービスもっと良くしてくれというのはやっぱり矛盾があるのではないかなと思います。

誰もやっぱり税金というのは安い方が良いことであって、それは当然のことであって、た

だ、全体的なやり繰りというのを、その中でどうやってうまくやっていくか、というのを熟慮していかないと、バランスだと思います。そういう観点から言えば、例えばさっきありましたように、今現在、70歳、74歳、今1割負担のところを今度は、その年代になられる方はまず2割、さっきあったように元に戻すのか、高くなるのかという、そういう話もありましたけれども、自分の立場から言えば、これは元に戻すという考えが適切なのかなというふうに自分の意見としては思います。

あとは消費税増税分、例えば公共事業の方にとという話もありましたけれども、自分のところでの認識としては、全て社会保障に使われるというふうに認識しております。なので、私はこの陳情書にはちょっとなかなか賛成はできないという立場です。

○委員長（金谷道男）　せっかくだから橋本委員。自由討議ですので。

○委員（橋本五郎）　やっぱりみんな同じことを臨んでいるんだけど、やっぱり我々はやはり最低の自己負担は当然しなければいけない。やはりあの今言ったとおりこの消費税は何だがと、ちゃんと目的があつての消費税増であるから、社会福祉というようなことでの課程に使うというようなことで、やはり今、予算も付かないような高齢化社会に突入しているということが大きな原因な訳しな。そういうことでのやはり、自分たちもやっぱりその痛みをお互いに分かち合いをしながら、最低限度の中で自分たちもこういう恩恵を被るために協力をしていかなければならないということが大きな私自身のそういう問題だと思います。ただ、何でも安ければ良いという、何でも福祉の恩恵に被るといようなことも確かに必要でありますけれども、やはりこういう財政はどうなってくるのかというのが大きな問題になると私は思いますので、最低限度のやはり、それぞれ国民の痛みをお互いに分かち合うというのが私本来のあれでありますので、これに対しては反対であります。

○委員長（金谷道男）　はい、大野委員。

○委員（大野忠夫）　ちょっと不勉強でわからねども、申し訳ないけれども、部長あの今国の方でやっているあの何というか、何とか会議の何とが委員会は正式には何という名前だったしか。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司）　社会保障制度改革国民会議です。（聞き取り不可能）

○委員（大野忠夫）　国民会議でもそういう形で集約したこと何ですか。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司）　（聞き取り不可能）

○委員（大野忠夫）　国民会議で一定の方向性を出して来ている。その方向性出たものについ

て、行政の方に内部的に情報が来ていると。そういうことで行くとすれば国民会議で集約したものに、こうやれということは通っていかない中身になるのではないかと私はそういうふうに思うんです。だから国民会議そのもので、そういう位置づけときからのいろいろな話しがあるべから、できたものでひとつの方向性を出したもので、これさ、これをやりなさいと、こういうふうにしてくださいという話しには元に戻る、国民会議そのものにもいろいろと問題が出てくる、そういうところから言えば、何だか自分はすきとしないんですけれども、もう少し様子を見たいなという、私は考えますので継続審議に。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） もう一つだけ。いわゆる安倍内閣の政府厚労省の諮問機関みたいな格好で、専門的なそうしたスケジュールだとか、制度変更だとか、こういった問題に関わる専門の機関を諮問するために機関を作るわけしね。それが今回は社会保障制度改革国民会議というふうなものを作って、ここで報告したものを安倍内閣のこの社会保障制度改革プログラム法案というふうな骨子にして出している訳です。安倍内閣が出してきているものなのです。それを見ますと、計画は時期が不明というふうな内容がありますけれども、中身はだいたい2015年、さらにそれ以降も含めて、年金、生活保護法、介護保険法、国民健康保険法、あとは後期高齢者医療保険制度、子供子育て支援法とかという、こういったあらゆる社会福祉、社会保障に係わる問題を審議して、それをどういうふうに変えていこうかというようなことを審議して、最終報告書を出してきているんですよ。その中身を見ると、さっきちらっと言いましたけれども、年金はもう今年からスタートして2.5%削減するとか、それからさっき言わなかった中では、例の高度医療や先進医薬品の保険外併用化をどんどん進めていこうとか、それから紹介状が無い大学病院受診をした場合には料金をね、受診料をいっばい取るとか、そういうふうなことだとかで、いかにこの国の医療費を減らすか、これを言えばまた何かこう帰ってきそうな感じがするんですけども、いずれそういう方向に内容を見ると、須く社会保障というものは国の負担を少しでも減らそうと、そのために国民の負担をどうするかとか、というようにところに方向が向いていっているというふうなのがはっきりしているんです。その中身が陳情項目の中に書かれてある、その一部を抜き取っているような感じなんですけれども、この渡辺先生という方がこの医療や介護の部分に係わる、制度を良くして欲しい、充実を求める内容なので、当然、良いことだと思って、私は是非、上げてやりたいなと、そういうふうに思いますね。あとと言いません。

○委員長（金谷道男） はい、わかりました。

2つの意見が出ているようであります。

中身についての社会保障は何とかしなければならないということは皆さん意見が一致しているようであります。

今日の陳情項目については、ここにある3点ですので、ここにある陳情項目については、賛成の方、反対の方、そして陳情そのものを継続審査という意見も出ているようであります。

それで、それぞれについてお諮りをすることと申せば、3つの意見が出ているようでありますので、多分このまま続けてもずっといくと思っておりますので、ここら辺でまあご意見は、形としては全部出たと私は思いますので、お諮りをしたいと思っております。

本件については継続審査を求める意見がありますので、継続審査についてお諮りいたします。

継続審査に賛成の方の挙手をお願いします。

(1人が挙手)

○委員長(金谷道男) 挙手、少数であります。

次に反対の意見がありますので、これより挙手により採決いたします。

本件を採択することに賛成の方は挙手願います。

(1人が挙手)

○委員長(金谷道男) 挙手、少数であります。

よって本件は、不採択すべきものと決しました。

---

○委員長(金谷道男) 次に、「閉会中の継続審査・調査の申し出にかかる事件について」、を議題といたします。

お諮りいたします。

所管事務にかかる閉会中の継続審査・調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査・調査の申し出をしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

○委員長(金谷道男) 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、そのように決しました。

---

○委員長(金谷道男) これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。  
長時間にわたり、大変ご苦勞さまでした。

午後0時04分 閉会

---



委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成25年 月 日

総務民生常任委員会委員長 金 谷 道 男